|  |
| --- |
| 定　　款 |

|  |
| --- |
| 有限会社　クピパ定　款 |

株式会社大江戸興産

第１章　総　則

（商号）

第 １ 条　当会社は、株式会社大江戸興産と称する。

（目的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

　　　１．書籍・雑誌その他の印刷物及び電子出版物の企画・制作・販売

　２．映像・音声コンテンツの企画・制作・販売

　３．旅行業

　４．マーケティング・経営情報の調査収集及び提供

　５．広告宣伝の情報媒体の企画、開発及び販売並びに広告代理業

　　　６．経営コンサルティング

　７．講演会、シンポジウム及びセミナー等の開催

８．宅地建物取引業

９．前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（公告方法）

第 ４ 条　当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第 ５ 条　当会社の発行可能株式総数は、１０００株とする。

（株式の譲渡制限）

第 ６ 条　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株式等の割当てを受ける権利を与える場合）

第 ７ 条　当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）

第 ８ 条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、共同して提出しなければならない。利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める事由による場合には、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第 ９ 条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第 10 条　前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第 11 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

３　基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第１項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

第３章　株主総会

（株主総会の権限）

第 12 条　株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

（招集）

第 13 条　定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第 16 条　株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。

第４章　株主総会以外の機関

（取締役会の設置）

第 17 条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 18 条　当会社は、取締役３名以上を置く。

（代表取締役及び役付取締役）

第 19 条　当会社の代表取締役は、株主総会又は取締役会の決議により選定する。

２　株主総会又は取締役会の決議により、取締役社長を定める。

３　株主総会又は取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を定めることができる。

（監査役の設置及び監査役の員数）

第 20 条　当会社は、監査役１名以上を置く。

（取締役及び監査役の選任）

第 21 条　取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の解任方法）

第 22 条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上の多数をもって行う。

（取締役及び監査役の任期）

第 23 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

３　補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

（取締役会の招集及び議長）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

２　取締役会の招集通知は、会日の５日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

３　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

２　取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会議事録）

第 26 条　取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

（報酬等）

第 27 条　取締役及び監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役の分と監査役の分とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第５章　計　算

（事業年度）

第 28 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までとする。

（剰余金の配当）

第 29 条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

２　剰余金の配当がその支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第６章　附　則

（設立に際して出資される財産の価額）

第 30 条　当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金５００万円とする。

（最初の事業年度）

第 31 条　当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成３１年３月末日までとする。

（発起人の氏名又は名称及び住所等）

第 32 条　発起人の氏名又は名称及び住所、割当を受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

　 東京都千代田区大手町２丁目２１番地２

メゾン大江戸８０２

普通株式５００株　５００万円　　徳川 家康

（成立後の資本金の額）

第 33 条 当会社の成立後の資本金の額は、金５００万円とする。

（定款に定めのない事項）

第 34 条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社大江戸興産設立に際し、発起人 徳川 家康 の定款作成代理人である　行政書士法人トラスティル が電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成　　年　　月　　日

　　　　 　　発起人　　徳川 家康

上記代理人　 行政書士法人トラスティル

代表社員　小倉 純一